

約款 B

(この約款の適用範囲等)

- 第1条 この約款B(以下、「この約款」という。)は、この約款が添付される本事業の公共施設等運営事業実施契約と一体をなし、本事業のうち終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務(以下「甲業務」という。)漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的民間委託業務(以下「乙業務」という。)及びクリーンセンター等運転維持管理等包括的民間委託業務(以下「丙業務」という。)に適用される。
- 2 第1項の公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)のうち添付の約款AからCを除いたものを、以下「実施契約本文」という。
- 3 この約款における用語の定義は、この約款で特に定めるもののほか、実施契約の別紙1に定めるとおりとする。

(委託業務の内容等)

- 第2条 前条第1項に規定する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 甲業務

委託業務名	終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務 (第 号)
委託業務実施場所	
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス対価	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契約保証金	要

(2) 乙業務

委託業務名	漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的民間委託業務 (第 号)
委託業務実施場所	
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス対価	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契約保証金	要

(3) 丙業務

委託業務名	クリーンセンター等運転維持管理等包括的民間委託業務 (第 号)
委託業務実施場所	
履行期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス対価	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契約保証金	要

- 2 運営権者は、前項に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を履行期間(以下「契約期間」という。)内に実施し、市は、そのサービス対価を支払うものとする。
- 3 運営権者は、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類並びにこれらに基づく市の指示又は通知に従って、委託業務を履行しなければならない。

(契約の保証)

第3条 運営権者は、実施契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、各事業年度の開始までに(契約締結事業年度においては契約締結と同時に)市に納付しなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この約款による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(3) この約款による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) この約款による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、各事業年度について当該事業年度の業務履行に対して支払われる予定のサービス対価の総額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、運営権者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 事業年度の中途においてサービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該事業年度のサービス対価の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、運営権者は、保証の額の減額を請求することができる。

(第三者への委託)

第4条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書及び提案書類に従い、市に事前に通知した上で、委託業務を第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。

2 運営権者から本事業に係る業務を受託した者(以下「受託者」という。)、又は請け負った者(以下「請負者」という。))が再委託し、又は下請負を使用する場合、事前に市に届け出なければならない。なお、運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。

3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他委託業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

(業務計画書の提出)

第5条 運営権者は、各委託業務について要求水準書に従い次に掲げる業務計画書を作成し、要求水準書に定める期限内に市に提出しなければならない。

- (1) 甲業務に係る業務実施計画書、年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書
- (2) 乙業務に係る年間業務実施契約書
- (3) 丙業務に係る年間業務実施計画書

2 運営権者は、前項に従い市に提出した計画書を変更しようとするときは、あらかじめ変更内容を市に説明し、変更後の計画書を市に提出して、変更部分の確認を受けるものとする。

3 運営権者は、第1項により市に提供した計画書(前項により変更したときは変更後のもの)に従い、委託業務を実施するものとする。

(業務内容の変更等)

第6条 市は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、サービス対価又は履行期間を変更する必要があるときは、市と運営権者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情変更)

第7条 市及び運営権者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予想することのできない事由によりこの約款に定める条件が不適當となったときは、協議してこの約款を変更することができる。

(市の請求による契約期間の短縮)

第8条 市は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を運営権者に請求することができる。この場合における短縮日数は、市と運営権者とが協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第9条 委託業務を行うにあたり生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、運営権者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市の責に帰すべき事由によるものについては、市が負担する。

2 市は、前項の規定により運営権者が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、運営権者に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

3 市は、運営権者が要求水準書別紙D-1の第7.6項の(1)から(5)に該当する事由により同第3.2項に定める放流水質に示されている基準を遵守できないときは、運営権者に対してその責任を求めない。

(臨機の措置)

第10条 運営権者は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、必要があると認めるときは、運営権者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

2 前項の場合、運営権者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知する。

3 市は、事故、災害防止その他運営業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、運営権者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 運営権者が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、運営権者が当該措置に要した費用のうち、運営権者がサービス対価の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、市がこれを負担する。

(乖離請求)

第11条 運営権者は、本施設に係る募集要項の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見したときは、乖離の状況、対処方法、対処にかかる増加費用等を市に

報告しなければならない。

- 2 市は、前項の報告を受けたときは、その内容について速やかに確認し、確認の結果を運営権者に通知するものとする。
- 3 運営権者は、前項の通知において報告に係る乖離が確認されているときは、その対処方法、費用負担等を市に請求できるものとする。
- 4 乖離請求期間を各施設の習熟開始の日から 6 か月間とし、前項の請求は乖離請求期間内に行わなければならない。ただし、第 1 項の報告が乖離請求期間内に行われたものについては、乖離請求期間経過後 6 か月以内においても請求できるものとする。
- 5 市は、前項の請求を受けたときは、乖離の対処方法、費用負担等について運営権者と協議を行うものとし、協議が整ったときは、市は協議の結果に従い必要な措置をとるものとする。
- 6 市が第 3 項の請求を受けたときから 30 日以内に協議が整わないときは、対処方法について市が定め、運営権者はこれに従い運営業務を実施する。なお、市が定めた対処方法に従った業務の実施により、運営権者に業務実施の費用が増加するときは当該増加分は市が負担し、業務実施の費用が減少するときは、減少分をサービス対価から減額する。
- 7 第 4 項の習熟開始の日とは、業務の習熟訓練を開始する日として運営権者が市に通知した日をいう。
- 8 前七項の規定に関わらず、第 1 項の乖離の報告が終末処理場の設備の瑕疵又は不具合に係るものであるときは、当該瑕疵及び不具合の補修については第 15 条及び第 16 条を適用し、第 3 項から第 7 項の規定は適用しない。
- 9 第 1 項から第 7 項までの規定に関わらず、第 1 項の乖離の報告が排水処理施設の設備の修繕の瑕疵又は不具合に係るものであるときは、当該瑕疵及び不具合の補修については第 17 条を適用し、第 3 項から第 7 項の規定は適用しない。
- 10 第 1 項から第 7 項までの規定に関わらず、第 1 項の乖離の報告がクリーンセンター等の瑕疵又は不具合に係るものであるときは、当該瑕疵及び不具合の補修については第 18 条を適用し、第 3 項から第 7 項の規定は適用しない。

(履行の報告)

第 12 条 運営権者は、要求水準書に定める方法より、市にに対して委託業務の報告を報告を行うものとする。

(費用負担)

第 13 条 運営権者が委託業務を実施するために必要な費用・経費の負担は、要求水準書に定めるとおりとする。

(サービス対価の支払)

第 14 条 市は、実施契約の別紙 2 に規定される手続により、運営権者に対してサービス対価を支払う。

- 2 サービス対価は実施契約の別紙 3 により改訂される。
- 3 サービス対価はモニタリング実施計画による減額措置を受ける。

(甲業務に関する特約)

第 15 条 運営権者は終末処理場の施設の修繕(計画上想定されるもののほか、不可抗力による損壊等の修繕を含む。次項で同じ。)については、要求水準書で定める上限額の範囲で業務を実施するものとする。

- 2 前項の上限額に含まれない終末処理場の設備の修繕は市が対応する。
- 3 前項の市の対応が適時になされず、又は対応に不具合があったことにより運営権者に増加費用が生じたときは市がこれを負担し、業務の全部又は一部が実施できなかったときは、運営権者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

第 16 条 終末処理場のうち下水道革新的技術実証事業の対象施設に不具合が生じ、これに対応するために運営権者に増加費用が生じたときは、市がこれを負担する。

- 2 運営権者の責めに帰すことのできない事由により終末処理施設に支障(不可抗力によるものを含み、前項の不具合を除く。)が生じたときは、運営権者は要求水準書に従い市に対して改善要求を行うことができる。
- 3 市は、前項の改善要求を受けたときは、運営権者と協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の市の対応が適時になされず、又は対応に不具合があったことにより運営権者に増加費用が生じたときは市がこれを負担し、第 1 項の不具合又は第 2 項の支障により運営権者が業務の全部又は一部を実施できなかったときは、市は、業務の不実施により免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

(乙業務に関する特約)

第 17 条 運営権者は、排水処理施設の設備の修繕(計画上想定されるもののほか、不可抗力による損壊等の修繕を含む。次項で同じ。)については、要求水準書で定める上限額の範囲で業務を実施するものとする。

- 2 前項の上限額に含まれない排水処理施設の設備の修繕は市が対応する。
- 3 前項の市の対応が適時になされず、又は対応に不具合があったことにより運営権者に増加費用が生じたときは市がこれを負担し、業務の全部又は一部が実施できなかったときは、運営権者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費

用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

(丙業務に係る特約)

第 18 条 クリーンセンター等の修繕(計画上想定されるもののほか、不可抗力による損壊等の修繕を含む。次項で同じ。)は、市がその費用で実施する。

- 2 運営権者は前項による市の修繕の実施に協力しなければならない。
- 3 第 1 項による市の修繕が適時になされず運営権者に増加費用が生じたときは、市が増加費用を負担し、市の修繕の遅れ又は不具合により運営権者が業務の全部又は一部を実施できなかったときは、当該業務の不実施により免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

(要求水準等の未達)

第 19 条 市は、運営権者の実施した業務の内容が要求水準、市の指示若しくは市と運営権者とが協議して定めた内容に適合しないことが契約期間終了後に判明したときは、運営権者に対して相当の期間を定めてその修補等を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、遅くとも契約期間の末日から 12 か月以内に行わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、業務の内容が要求水準に満たないことが要求水準書の記載内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権者がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(法令等の改正)

第 20 条 市は、この契約締結後に法令等の変更が行われたときは、必要に応じ、協議の上要求水準書の変更を行い、若しくは、業務計画書の変更を運営権者に指示する。また、この契約締結後の法令等の変更により運営権者の業務の実施に追加費用が生じるときは、次の各号の区分に従い、市及び運営権者が当該追加費用を負担する。

- (1) 関係法令及び許認可の変更等の場合は、市
 - (2) 運営権者の利益に課される税負担に係る法令改正及び新税の新設の場合は、運営権者
 - (3) 前号以外の税制度の変更、新税の新設の場合は、市
- 2 法令等の改正により、要求水準書、又は業務計画書の変更が可能となり、係る変更により運営権者の運営業務実施の費用が減少するときは、協議により要求水準書、又は業務計画書の変更を行い、サービス対価を減額するものとする。

(不可抗力)

- 第 21 条 不可抗力によりいずれかの当事者がこの契約の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。
- 2 当該通知を行った当事者は、通知日以降に係る不可抗力の事由が止み、この契約の履行の続行が可能となるときまで、この契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。なお、市及び運営権者は、それぞれ早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
 - 3 市は、前項に基づき履行義務を免れた業務及び期間に対応するサービス対価の支払において、運営権者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
 - 4 市及び運営権者は、相手方から第 1 項の通知を受領した場合には、速やかに対処方法、費用の負担、契約の継続等について協議する。当該協議にも関わらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内にこの契約の変更について合意が得られない場合には、市は、不可抗力の対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い業務を継続する。
 - 5 市は、前項により市が不可抗力の対応方法を通知したときは、必要に応じ、要求水準書を変更し、又は業務計画書の変更を運営権者に指示することができる。また、市は、必要と認められるときは、サービス対価を変更するものとする。

(不可抗力による負担等)

- 第 22 条 不可抗力が生じた場合において前条第 4 項の協議が整わないときは、業務につき当該不可抗力により運営権者に生じた損害額及び増加費用額(不可抗力により損壊等したものの修繕で第 15 条第 1 項及び第 17 条第 1 項により運営権者が実施するものの費用を除く)の合計額が、一事業年度につき、不可抗力に該当する事由が発生した事業年度の業務履行に対し市が支払うべきサービス対価の総額の 100 分の 1 に至るまでは運営権者が当該損害額及び増加費用額を負担するものとし、これを超える額については市が負担する。
- 2 市及び運営権者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(市の解除権及び違約金)

- 第 23 条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業のうち委託業務に係る契約関係(以下「本契約部分」という。)の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (3) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - (5) モニタリング実施計画で本契約部分を解除することができるとする条項に該当するとき。
 - (6) 前5号に掲げる場合のほか、この約款に違反し、その違反によりこの約款による業務委託の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、運営権者は、解除に係る本契約部分の解除の日が属する事業年度の全ての業務履行に対して支払われるものと定められているサービス対価総額の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前項の規定により本契約部分の全部又は一部が解除された場合
 - (2) 運営権者がその責務の履行を拒否し、又は、運営権者の責めに帰すべき事由によって運営権者の債務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約部分を解除した場合は、第2項に該当する場合とみなす。
- (1) 運営権者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 運営権者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 運営権者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 市が第1項により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。

(その他の解除)

第24条 市は、契約期間中、前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- 2 市が前項により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 市は、第1項の規定により本契約部分を解除したことにより運営権者に損害を

及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(運営権者の解除権)

第 25 条 運営権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第 6 条の規定により業務内容を変更したためサービス対価が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 6 条の規定による業務の中止期間が契約期間の 10 分の 5(契約期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 市が契約に違反し、その違反によってこの約款の履行が不可能となったとき。
- 2 運営権者が前項の規定により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 運営権者は、第 1 項の規定により本契約部分を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

(不可抗力による解除)

第 26 条 第 21 条第 4 項の協議が調わないとき、運営権者による運営業務の継続が不能又は著しく困難と認められるとき、又は本事業の継続に必要な市の費用負担が過分なときは、市は本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- 2 市が第 1 項により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 第 1 項により運営権者が本契約部分の全部又は一部を解除したときは、運営権者が契約を終了するための費用につき相当と認められるものを負担するものとする。

(解除の効果)

第 27 条 本契約部分の全部又は一部が解除された場合には、この約款に規定する市及び運営権者の義務は解除された範囲で将来に向かって消滅する。ただし、損害賠償請求に関することについては、この限りでない。

- 2 市は、前項の規定に関わらず、本契約部分の全部又は一部が解除された場合において、運営権者が既に完了している委託業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払うことができる。

- 3 前項に規定するサービス対価は、市と運営権者とが協議して定める。

(損害賠償)

第 28 条 運営権者は、この約款に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない。

- 2 市は、第 23 条の規定により本契約部分を解除したときにおいて、第 23 条第 2 項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、運営権者に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

(疑義の決定等)

第 29 条 この約款に関し疑義のあるとき、又は実施契約本文若しくはこの約款に定めのない事項については、必要に応じて市と運営権者とが協議して定めるものとする。